

事務連絡
令和2年3月30日

各都道府県山地災害担当課長 殿

林野庁森林整備部治山課長

公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業
を併せて行う合併施行に係る取扱いについて

公共土木施設災害復旧事業における合併施行を行う場合の設計変更手続の迅速化については、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業（2条2項）とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定（7条）に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議（施行令7条1項）の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされました。

治山施設の災害復旧に当たっては従前より、必要に応じて災害査定前に事前協議を行っており、上記の対応方針に沿った取組を行っているところですが、災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年3月31日法律第97号。以下「法」という。）第2条第2項）とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定後、法施行令第7条第1項に基づく設計の変更に係る協議が必要となること、その際には地方公共団体は合併施行を予定している旨を報告いただくこと、及びその内容を含めて事前協議を行うことができることを改めて周知します。